



すべての人が、幸せになる権利を持っています。
人権について、身近なこと、小さなことから、始めませんか？

人権を意識した病名の変更

病名の宣告は、病気で苦しんでおられる患者さんやご家族にとって大きな衝撃を受けることがあります。特に病名に含まれる言葉が持つ歴史的・文化的な偏見や差別的イメージは、診断を受けた瞬間に心理的なショックや落胆から積極的な治療への動機付けを阻むこともあります。

また、周りの人も患者を想像する際に病名から受けるイメージは重要なものです。

これらのことから、人権への配慮、差別・偏見の解消、患者の尊厳を守る目的で、以前使用されていた病名が変更された以下の例があります。

現在の病名	旧病名	主な変更理由
統合失調症	精神分裂病	「精神が分裂する」という表現が、誤解や偏見を招き、患者や家族に苦痛を与えるだけでなく、治療や社会復帰を妨げる要因となっているため。
認知症	痴呆症	「痴・呆」は「愚か・あほう」といった侮辱的な意味を持つため、介護を受ける方や家族から「差別的」「人権侵害にあたる」という意見が寄せられた。認知機能の低下を示す言葉に置換することで、介護を受ける方の尊厳が守られるため。
ハンセン病	らい病	歴史的に隔離政策が正当化された背景があり、社会的な差別や偏見が非常に強かったため。「らい」という言葉が持つ「忌避すべき伝染病」という誤解を払拭するため、国内で採用された「ハンセン病」に名称が改められた。
生活習慣病	成人病	病気が「年齢のせい」といった誤った認識から、「日頃の生活習慣」によって引き起こされることを強調することで、予防への意識づくりと患者への過度な責任追及を避けるため。
解離性同一症	多重人格障害	「複数の人格が生まれる」ことよりも、「本来一つであるべき自己(アイデンティティ)が、トラウマによって統合されず、ばらばらになってしまった状態(解離)」であると理解されるようになり、「障害」という表現がもつ「治らない・重い」という固定観念などを払拭するため。

病名の変更は、言葉の見直しを通じて人権意識を社会に根付かせていく取組の一つです。その主旨を理解し、日常の言葉遣いにも反映させていくことで、差別や偏見のない社会の実現につなげていきましょう。

このほかにも変更された病名はありますが、これらの変更は、言葉がもつ負の側面を和らげ、患者さんが安心して治療に取り組める社会を目指して行われました。病名が差別的・侮辱的であれば、患者さんは診断や受診そのものをためらい、必要な医療や支援につながりにくくなるおそれがあります。

正確で偏見のない名称は、患者さんの自己決定権と社会的受容を支える土台となります。

いずれにせよ病気を治療している患者さんは、その病気に対して長期間大変な苦しみを強いられている場合が多いので、周りの人たちの理解が必要になります。

病名変更はただ呼び名が変わるだけでなく、人権意識を根付かせるプロセスとなります。病名変更の意図を理解し、日常の使用にも反映させることで、差別のない社会の確立に努めていきましょう。